

延期・中止（解約）などの対応とブライダル保険について

■コロナウイルス感染症による結婚式の延期について

結婚式開催地域で、緊急事態宣言およびまん延防止等重点措置などが発令されている場合、または、感染症拡大が懸念される場合に限り、お客様都合ではなく特別措置として、指定期間内の延期は無償としております。なお式場によっても対応が異なりますのでご確認くださいませ。

■結婚式の解約について

すでに契約された、挙式・披露宴を解約される場合は、下記の規定に基づき、解約料金をお支払いいただきます。なお、解約期日により解約料金が変わります。

- ① 挙式日より 365 日以前
申込金（105000 円）の全額
- ② 364 日目以降 180 日目まで
申込金の全額および衣装等外注品の解約金の額
- ③ 179 日目以降 150 日目まで
申込金の全額および印刷物等の実費、並びに衣装等外注品の解約金の額
- ④ 149 日目以降 120 日目まで
お見積金額 10%及び印刷物等の実費、並びに衣装等外注品の解約金の額
- ⑤ 119 日目以降 90 日目まで
お見積金額 15%及び印刷物等の実費、並びに衣装等外注品の解約金の額
- ⑥ 89 日目以降 60 日目まで
お見積金額 20%及び印刷物等の実費、並びに衣装等外注品の解約金の額
- ⑦ 59 日目以降 30 日目まで
お見積金額 30%及び印刷物等の実費、並びに衣装等外注品の解約金の額
- ⑧ 29 日目以降 10 日目まで
お見積金額 40%及び印刷物等の実費、並びに衣装等外注品の解約金の額
- ⑨ 9 日目以降前日まで
お見積金額 50%及び納品済み物品等の実費、並びにその他外注品の解約金の額
- ⑩ 当日
見積金額の全額

■結婚式総合保険について

万が一に備えての保険加入をおすすめしております。

結婚式総合保険は、入院や自然災害等により結婚式を中止した場合の費用補償を中心に、結婚式当日における会場や衣装の修理費用、新郎新婦が入院した場合や招待客が救急搬送された場合の補償が一つになった、結婚式を行う新郎新婦様のための保険です。

[【結婚式総合保険の資料はこちらをクリックしていただくと確認できます】](#)